

領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて

1. 政治資金規正法上の取扱い

政治資金規正法上の領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項が記載されている必要があり、これら3事項が記載されていない領収書等については、政治資金規正法上の領収書等に該当しない（政治資金規正法第11条第1項）。

2. 領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて

政治資金監査マニュアルでは、領収書等に3事項が記載されているかを確認し、3事項に欠ける領収書があった場合には、その旨を指摘するとともに、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を記載した領収書等を備えるよう求めることとしている。

3. 3事項が記載されていない領収書等の政治資金監査上の取扱いについて

備えるよう求めても、なお、3事項を記載した領収書等がない場合は、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める。

ただし、支出の目的が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等に該当しない領収書が存在する支出については、例えば、会計帳簿に支出の目的が食事代と記載されている支出について、当該支出に係る領収書等の発行者に飲食店の名称が記載されている場合など、発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、領収書等亡失等一覧表に記載しないこととする。

なお、支出の目的をはじめとする会計帳簿の記載事項と発行者情報を含む領収書等の記載事項との整合性がとれているかどうか判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。